

別紙

諮問第1257号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求に係る文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定はこれを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年10月30日付けで行った存否応答拒否を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、特定の個人に関する請求であり、開示請求者が請求の対象としている公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年5月17日に実施機関から理由説明書を、同年7月8日に審査請求人から意見書を收受し、令和2年2月21日（第207回第二部会）から令和3年5月26日（第218回第二部会）までの間、計4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 叙勲候補者の選考及び受章者について

叙勲候補者の選考は、「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について」（昭和 53 年 6 月 20 日閣議了解）により実施されており、この閣議了解に基づく「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成 15 年 5 月 16 日内閣総理大臣決定）（以下「要綱」という。）が定められている。

要綱によれば、春秋叙勲における受章者の予定数は、毎回おおむね 4,000 名とされ、衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）並びに各都道府県知事は、要綱で規定する者のうちから、国家又は公共に対する功労のある者を選考し、内閣総理大臣に推薦するものとされ、その推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとされている。そして、都道府県知事は、本要綱に基づき、多くの候補者の中から功績内容を精査し、各都道府県における具体的な候補者を選考の上、各省各庁の長を通じて、内閣総理大臣に推薦している。

審査会が確認したところ、慣例として新聞紙上で受章者の氏名、年齢及び主要経歴が掲載されるほか、平成 28 年以降の全受章者については内閣府、うち総務省関係分野については総務省の各ウェブサイトにおいて、氏名、年齢及び主要経歴のほか、市区町村までの現住所が掲載されている。

イ 本件開示請求について

本件開示請求の対象文書（以下「本件請求文書」という。）について、実施機関は、その存否を答えるだけで、条例 7 条 2 号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例 10 条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する決定を行った。

ウ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

本件非開示決定に関し、審査請求人は、本件開示請求において特定個人の名を挙げているが、既に完結している平成 28 年春の叙勲に係る文書であるから、条例 10 条が適用されるものではない旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求時点において氏名及び現住所の一部等が慣行として公にされている受章者についても、詳細な住所等、個人に関する情報が法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められず、条例 7 条 2 号ただし書イには該当しないため、条例 10 条に基づき、存否応答拒否を行った本件処分が適正であった旨説明する。

これらについて審査会が検討するに、本件開示請求は、その請求内容に特定個人の氏名等が記載されているが、叙勲に係る受章者の推薦に当たり何らかの文書が作成又は取得されていること、また、受章者の氏名、年齢、主要経歴及び市区町村までの現住所が慣例として公となっていることが認められる。

したがって、本件開示請求については、開示請求書に記載されている当該者の氏名等が既に公とされているため、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例 7 条 2 号の非開示情報を開示することとなるとまでは認められないことから、本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件非開示決定は妥当ではなく、実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容

平成28年春の叙勲を〇〇が受章している。受章に当たり、平成27年12月11日付27総総第2359号で、舛添要一東京都知事が高市早苗総務大臣へ推薦（上申）されました。その際の、〇〇（〇〇年〇〇月〇〇日生・満〇〇歳、〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇、後に〇〇へ変更）の下記の書類

- (1) 叙勲審査票
- (2) 履歴書（賞罰なし）
- (3) 功績調書
- (4) 刑罰等調書（栄典用）

【刑罰の有無：無、破産宣告等の有無：無】